

修正の主旨

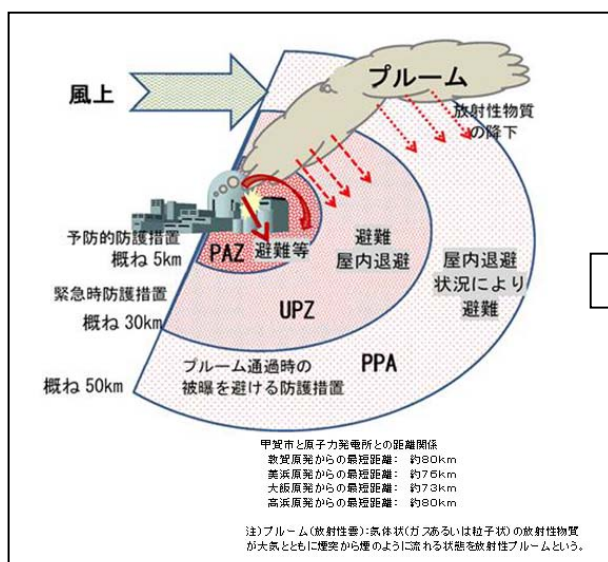
甲賀市地域防災計画（原子力災害対策編）H24年12月作成（以下、「市計画」という。）について、原子力災害対策指針の改正や、滋賀県の計画修正を踏まえた修正等を行う。

主な修正要旨

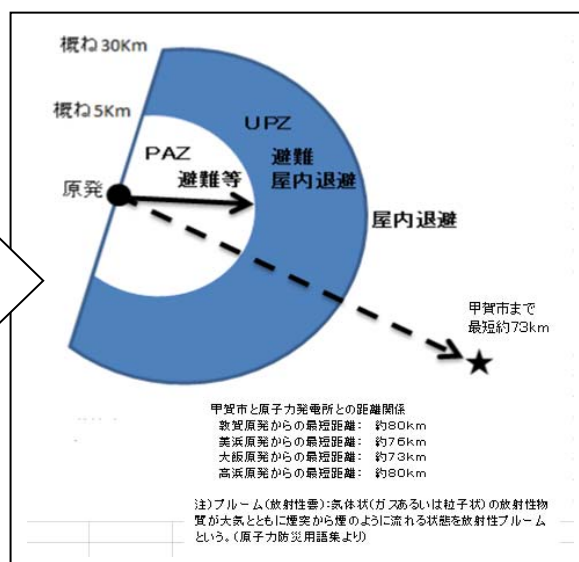
1. 原子力災害対策指針改正の反映（H27. 4、H27. 8）
2. 滋賀県防災計画（原子力災害対策編）修正の反映（H27. 3、H28. 3）

(1) 旧PPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域）における防護対策については、原子力災害対策指針の改正により、UPZ（原子力施設から概ね30 km）外におけるPPAの概念が削除され、事前対策（国において安定ヨウ素剤の服用、飲食物の摂取制限の必要性を検討）から屋内退避対応となったことから、市計画においても、原子力災害対策指針に準拠し、UPZ 外においては、屋内退避指示を原則とした対応に修正する。

【旧PPAの防護措置のイメージ】



【指針改正後の防護措置のイメージ】



(2) 放射性物質大気中拡散予測（SPEEDI等）の活用削除

原子力災害対策指針の改正により、予測的手法をもって避難及び一時移転といった防災対策の判断根拠としないこととなったことから、県計画において、避難等の判断に当たってはSPEEDI等の活用を削除したことを反映する。

(3) 文言等最新情報への修正

関係機関の組織改編に伴い組織名等の整理に加え、全編にわたり適切な表現に修正しようとするもの。

3. 市独自による改正

県大気シミュレーションの結果や、原子力災害対策指針改正を踏まえ、UPZ外においては、屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、市計画における原子力災害に必要な資機材等の保管や安定ヨウ素剤の備蓄を見直すもの。

4. 他自治体への支援（避難者受入計画の策定）

広域避難の受入においては、関係周辺市である長浜市から避難退避時検査及び被ばく医療の提供を判断するための検査を実施した避難者が、市内に避難等をする場合を想定し、避難者受入計画を策定する必要がある。

主な修正項目

No	該当 要旨	計画目次	頁（新旧対照）	修正要旨
1	1	第1章 第2節 第2 2予測される影響 第4 原子力災害対策指針	P9 P13	・原子力災害対策指針に示されるPAZの範囲の目安、「原子力施設から概ね半径5km」、UPZの範囲の目安、「原子力施設から概ね30km」及び「UPZ外」を反映するもの
2	2	第1章 第2節 第3	P12	琵琶湖への影響予測を反映
3	1 2 4	第1章 第4節 関係機関の事務・業務大綱 第2章 第1節 基本方針 第6節 2 防災訓練の実施等 第7節 原子力災害特有な資 機材等の整備 第5節 退避及び避難計画	P15-19 P22 P32 P33 P58-66	・県大気シミュレーション結果及び国指針の修正を踏まえ、UPZ外である市においては、屋内退避を基本対策とし、市の業務の大綱を見直し、原子力防災に関する訓練内容の変更、機器及び諸設備等の整備、環境条件の把握を削除するもの ・県計画の修正にともない、滋賀県警察の業務大綱を縮小するもの
4	1 2 3	第2章 第2節 第4 通信手段の確保 第5 モニタリング体制 第4節 市民等への情報伝達 第3章 第3節	P25-26 P29-30 P28 P53-55	・住民等の避難誘導について、「SPEEDIネットワークシステム等の大気中拡散計算結果」を削除するもの。 ・市によるモニタリングを削除するもの ・住民等へ提供する情報に係る記述を修正するもの ・自衛隊要請を削除するもの
5	1 4	第3章 第6節 安定ヨウ素 剤の予防服用	P67	安定ヨウ素剤の服用については、内部被ばくを低減する効果に限定され、服用は避難指示のタイミングによる。また、UPZ外では、屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、市において安定ヨウ素剤の備蓄は行わないとするもの
6	1	第3章 第2節 情報収集・連絡・体制等	P34	国指針の見直しにより、事態に応じた情報収集及び体制に見直すもの
7	3	第2章 第2節 第6 避難収容活動体制等 第5節 避難及び非難計画 第8節 他自治体への支援	P26 P58-66 P72	・屋内退避及び広域避難計画を加えるもの ・広域避難の受入計画を作成するもの